

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例案

平成 28 年（2016 年）11 月 29 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例

札幌市介護保険条例（平成 12 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 の項第 1 号中「介護予防通所介護、」を削り、同表に次のように加える。

15	法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の規定による次に掲げる指定事業者の指定 (1) 第 1 号訪問事業及び第 1 号介護予防支援事業に係るもの (2) 第 1 号通所事業に係るもの	1 件につき 20,000 円 1 件につき 25,000 円
16	法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の規定による指定の更新	1 件につき 10,000 円

附 則

この条例中別表に 15 の項及び 16 の項を加える改正規定は公布の日から、別表 5 の項の改正規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

介護保険法の一部改正により市町村が地域の実情に応じて実施する介護予防・日常生活支援総合事業として位置付けられた事業について、当該事業を行う事業者の指定等の申請に係る手数料を定める等のため、本案を提出する。